

◇予防短期入所サービス料金表

【強化型:総室】

2024年8月改定

★夜勤職員配置加算 1割:25円 2割:50円 3割:75円 ★サービス提供体制強化加算Ⅰ 1割:23円 2割:46円 3割:69円を含む

要介護度	負担割合	負担限度額	利用料金内訳					合計 (1日)	
			予防短期入所療養介護費	居住費	食費		日用品費		教養娯楽費
					朝食370円,昼食700円 おやつ100円,夕食700円	石鹸・シャンプー・リンス タオル・お手拭類			
要支援1	1割	第1段階	751円	0円	300円	100円	200円	1,351円	
		第2段階			600円			2,081円	
		第3段階①		430円	1,000円			2,481円	
		第3段階②			1,300円			2,781円	
		第4段階		437円	1,870円			3,358円	
	2割	1,501円	437円	1,870円	100円	200円	4,108円		
	3割	2,251円	437円	1,870円	100円	200円	4,858円		
要支援2	1割	第1段階	920円	0円	300円	100円	200円	1,520円	
		第2段階			600円			2,250円	
		第3段階①		430円	1,000円			2,650円	
		第3段階②			1,300円			2,950円	
		第4段階		437円	1,870円			3,527円	
	2割	1,840円	437円	1,870円	100円	200円	4,447円		
	3割	2,759円	437円	1,870円	100円	200円	5,366円		

◇予防短期入所サービス加算項目

加算項目	単位	1割	2割	3割	内 容
個別リハビリ実施加算	回	251円	502円	753円	リハビリテーション実施計画に基づき個別リハビリテーションを実施
若年性認知症受入加算	日	126円	251円	377円	65歳未満で認知症機能検査にて認知度Ⅲ以上の方
在宅復帰療養支援機能加算Ⅱ	日	54円	107円	160円	厚労省の指標に基づき在宅復帰在宅療養支援体制が整っている場合
療養食加算	食	9円	17円	25円	医師の指示に基づき療養食の提供
送迎加算	片道	193円	385円	577円	施設の車で送迎を行う場合
総合医学管理加算	日	288円	575円	862円	治療管理を目的としたショート利用(10日限度)
生産性向上推進体制加算Ⅱ	月	11円	21円	32円	見守り機器等のテクノロジーを1つ、3つの効果を示すデータの提出
予老短処遇改善加算Ⅰ	月	—	—	—	所定単位数の 75/1000 加算

◇その他サービス(税込み)

理美容代	カット…2,200円、パーマ…5,500円、顔剃り…660円、毛染…5,500円		
寝衣リース	専門業者に委託し貸し出しとなります。		110円/日
レンタルテレビ	専門業者に委託し貸し出しとなります。		110円/日
文書料	入所証明書 / 医療費控除証明書		1,100円/通
コピー代	コピー: 1枚につき		20円/枚

◇「負担限度額の認定(居住費・食費の軽減制度)」について

利用者様のご負担・要件について		食費	居住費	
			多床室	個室
第1段階	・生活保護、中国残留邦人等支援給付を受給されている方 ・高齢福祉年金(注1)を受けておられる方で、世帯全員が市町村民税非課税の方	300円	0円	550円
第2段階	・公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円以下の方 ・預貯金等が、単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下である方(注3)	600円	430円	550円
第3段階	・公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方 ・預貯金等が、単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下である方(注3)	1,000円	430円	1,370円
第3段階	・公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が120万円超の方 ・預貯金等が、単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下である方(注3)	1,300円	430円	1,370円
第4段階	・第1～3段階以外の方(市町村民税課税世帯の方)	1,870円	437円	1,728円

(注1) 高齢福祉年金とは、明治生まれの方で、他に恩給等年金等の支給がなく、本人、扶養義務者の収入が一定以下であることなどを条件に、全額国庫で賄われる年金です。

(注2) 世帯分離をしていても、配偶者の所得を勘案します。婚姻届を提出していない場合も、勘案の対象になります。

(注3) 預貯金等の金額を確認するため、通帳のコピーの添付が必要です。

◇予防短期入所サービス料金表

【強化型：個室】

2024年8月改定

★夜勤職員配置加算 1割:25円 2割:50円 3割:75円 ★サービス提供体制強化加算Ⅰ 1割:23円 2割:46円 3割:69円を含む

要介護度	負担割合	負担限度額	利用料金内訳						合計			
			予防短期入所療養介護費	居住費	室料差額	食費		日用品費 石鹸・シャンプー・リンス タオル・お手拭類		教養娯楽費 雑誌・ビデオ・趣味 クラブ活動材料等		
						朝食370円、昼食700円 おやつ100円、夕食700円						
要支援1	1割	第1段階	709円	550円	2,200円	2,200円	300円	100円	200円	4,059円		
		第2段階								2,200円	600円	4,359円
		3段階①								2,200円	1,000円	5,579円
		3段階②								2,200円	1,300円	5,879円
		第4段階								1,728円	2,200円	1,870円
	2割	1,417円	1,728円	2,200円	1,870円	100円	200円	7,515円				
	3割	2,126円	1,728円	2,200円	1,870円	100円	200円	8,224円				
要支援2	1割	第1段階	861円	550円	2,200円	2,200円	300円	100円	200円	4,211円		
		第2段階								2,200円	600円	4,511円
		3段階①								2,200円	1,000円	5,731円
		3段階②								2,200円	1,300円	6,031円
		第4段階								1,728円	2,200円	1,870円
	2割	1,722円	1,728円	2,200円	1,870円	100円	200円	7,820円				
	3割	2,583円	1,728円	2,200円	1,870円	100円	200円	8,681円				

◇予防短期入所サービス加算項目

加算項目	単位	1割	2割	3割	内容
個別リハビリ実施加算	回	251円	502円	753円	リハビリテーション実施計画に基づき個別リハビリテーションを実施
若年性認知症受入加算	日	126円	251円	377円	65歳未満で認知症機能検査にて認知度Ⅲ以上の方
在宅復帰療養支援機能加算Ⅱ	日	54円	107円	160円	厚労省の指標に基づき在宅復帰在宅療養支援体制が整っている場合
療養食加算	食	9円	17円	25円	医師の指示に基づき療養食の提供
送迎加算	片道	193円	385円	577円	施設の車で送迎を行う場合
総合医学管理加算	日	288円	575円	862円	治療管理を目的としたショート利用(10日限度)
生産性向上推進体制加算Ⅱ	月	11円	21円	32円	見守り機器等のテクノロジーを1つ、3つの効果を示すデータの提出
予老短処遇改善加算Ⅰ	月	—	—	—	所定単位数の 75/1000 加算

◇その他サービス(税込み)

理美容代	カット…1,650円、パーマ…5,500円、顔剃り…550円、毛染…5,500円		
寝衣リース	専門業者に委託し貸し出しとなります。		110円/日
レンタルテレビ	専門業者に委託し貸し出しとなります。		110円/日
文書料	入所証明書 / 医療費控除証明書		1,100円/通
コピー代	コピー：1枚につき		20円/枚

◇「負担限度額の認定(居住費・食費の軽減制度)」について

利用者様のご負担・要件について	食費	居住費	
		多床室	個室
第1段階 ・生活保護、中国残留邦人等支援給付を受給されている方 ・高齢福祉年金(注1)を受けておられる方で、世帯全員が市町村民税非課税の方	300円	0円	550円
第2段階 ・公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円以下の方 ・預貯金等が、単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下である方(注3)	600円	430円	550円
第3段階 ・公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方 ・預貯金等が、単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下である方(注3)	1,000円	430円	1,370円
第3段階 ・公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が120万円超の方 ・預貯金等が、単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下である方(注3)	1,300円	430円	1,370円
第4段階 ・第1～3段階以外の方(市町村民税課税世帯の方)	1,870円	437円	1,728円

(注1) 高齢福祉年金とは、明治生まれの方で、他に恩給等年金等の支給がなく、本人、扶養義務者の収入が一定以下であることなどを条件に、全額国庫で賄われる年金です。

(注2) 世帯分離をしていても、配偶者の所得を勘案します。婚姻届を提出していない場合も、勘案の対象になります。

(注3) 預貯金等の金額を確認するため、通帳のコピーの添付が必要です。